

愛媛県言語聴覚士会規定

賛助会規定

<賛助会員>

第1条

愛媛県言語聴覚士会会則5条3項に従い、本会の目的に賛同し、これを援助しようとする個人または法人は、施行規則別記第2号様式の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を経て、本会の賛助会員となることができる。

<賛助会の会費>

第2条

- 1 賛助会員の会費を次のとおりにする。
年額 一口 10,000円とし一口以上とする。
- 2 会費の納入は原則として、当該年度の六月末日までとする。

<賛助会員の特典>

第3条

賛助会員である法人は、次の特典を受けることができる。

- 1 本会が主催する学会、研究会などで展示設備のある場合には、一コマを無償で利用することができる。
但し、設営に関わる実費は、当該賛助会員の負担とする。
- 2 本会が発行する会員名簿に、名称、所在地、電話番号を無料で掲載することができる。
- 3 本会が発行する機関誌・紙に広告を掲載する場合には、掲載料金につき五割引の特典を受ける。
- 4 言語療法に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等を行う場合には、本会から指導、助言を受けることができる。

<規定の変更>

第4条

この規定の変更は、理事会の決議によらなければならない。

慶忌金交付規定

会員の届けにより交付する。

- | | |
|-----------------------------|--------|
| (1) 受賞等その他理事会において必要と認められた場合 | 規定なし |
| (2) 死亡 本人及び配偶者 | 5,000円 |